

令和5年第13回日高市農業委員会議事録

開催月日		令和5年12月25日(月)				
開催場所		日高市役所 301会議室				
開催時刻		午後1時30分				
閉会時刻		午後2時00分				
議長		福井 一洋				
	議席番号	氏名	出欠席	議席番号	氏名	出欠席
農業委員	1	吉原 一雄	出席	8	福島 輝幸	出席
	2	道谷 淳史	出席	9	清水 典子	出席
	3	瀬良 早苗	出席	10	松田 浩幸	出席
	4	島村 実	出席	11	鳴河 のり子	出席
	5	金子 純子	出席	12	小岩井 義則	出席
	6	横田 拓也	出席	13	森谷 進	出席
	7	梅澤 三子	出席	14	福井 一洋	出席
推進委員 農地利用最適化	1	山口 順	出席	4	安藤 俊吾	出席
	2	紫藤 清司	出席	5	加藤 正明	出席
	3	今野 利弘	出席	6	小久保 浩司	出席

議事関係出席者	なし
事務局	事務局長 稲垣 衛 主幹 大森 充浩 主査 大河原 喜浩 主事 岡村 厚輝
傍聴人	なし
議 事	
日程第1	議事録署名委員の指名
日程第2	議案第36号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第3	議案第37号 農用地利用集積計画（案）の決定について
日程第4	専決処分の報告について
そ の 他	

議 長

これより、議事に入ります。

日程第 1 議事録署名委員の指名

農業委員会会議規則第 14 条の規定によりまして、議事録署名委員の指名をします。本総会の議事録署名委員は、11 番、12 番にお願いします。

日程第 2 議案第36号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第36号農地法第 5 条の規定による許可申請について審議に入ります。本件担当の10番の申請地の状況について説明をお願いします。

10 番

21日に現地を確認しました。場所は、〇〇東側の踏切から南に200mほど進んだ先に位置します。現地は草刈がしてあり、きれいな状態でした。

議 長
事 務 局

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

譲受人は現在、〇〇市の借家にて妻と 2 人で生活していますが、生活スペースが手狭となってきたため、住宅を建築する計画となりました。

住宅を建築する場所については、譲受人の父に相談したところ父が所有している申請地を紹介され、譲受人の実家の近くのものであり、将来、両親の面倒や子供が生まれたら、面倒を見てもらえるなど、実家に近接した当該申請地を選定したとのことでした。

申請地の農地区分は 3 種農地となり、計画目的について妥当であると思われます。

議 長

ただいま、委員及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委 員

ありません。

議 長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

続いて 2 番に入ります。本件担当の 5 番より申請地の状況について説明をお願いします。

5 番

20日に現地を確認しました。場所は、〇〇駐車場の隣になります。現地は草刈がしてあり、きれいな状態でした。

議 長
事 務 局

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

譲受人は県内でも知られている宗教法人です。

現在、職員の車を〇〇前に 4 台、境内の客殿前に 4 台境内に駐車している状況で、参拝者等の安全確保の観点から危険な状態であるとのことでした。

また、職員は地鎮祭等の業務上、職員の出入り及び荷物の搬入搬出が頻繁にあるため、神社の近くに車を駐車することが必要であるとのことでした。

このような状況を解消するため、神社近くに職員専用駐車場を設置する目的で申請に至りました。

申請地の農地区分は 2 種農地となり、計画目的に必要性があると思われま

議長

す。

ただいま、委員及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委員

ありません。

議長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

委員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

日程第3 議案第37号 農地利用集積計画（案）の決定について

議案第37号「農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項」の規定による「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題とします。

議案1については、所有権移転案件になります。本件担当の2番、申請地の状況について説明をお願いします。

2番

申請地は、申請人が以前から経営地としており、ビニールハウスがあるなど、耕作されている状況です。

議長

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

事務局

譲受人は平成31年4月に認定新規就農者となり、現在まで申請地の4筆を借り受けてネギ、ブロッコリー、キャベツ等を栽培している農家です。

今回、農業経営基盤強化促進法により、借り受けている農地を取得するための手続きとなります。

なお、農業経営基盤強化促進法による売買は、出し手となる土地所有者には譲渡所得の特別控除が受けられるメリットがあり、受け手となる農業者には市が登記手続きを行うなど負担が軽減されることがメリットとなります。

議長

ただいま、委員及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委員

ありません。

議長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の各要件を満たしており、原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。

続いて議案2に入ります。本件担当の8番より申請地の状況について説明をお願いします。

8番

場所は、〇〇前の都市計画道路を東方面へ進み、信号のある交差点の手前の会社のところから北へ進んだ先になります。現地は以前から借受人が牧草を作付けしたりしている場所で、現在は刈込がしてある状態でした。

議長

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

事務局

借受人は乳牛を飼育し、牧場を運営する事業者です。

		引き続き、乳牛の餌となる飼料用作物をつくるために必要な経営地であり、更新するための手続きとなります。
議	長	ただいま、委員及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。
委	員	ありません。
議	長	質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の各要件を満たしており、原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。
委	員	異議なし。
議	長	異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。
		続いて議案3に入ります。はじめに1番の申請地について6番より説明をお願いします。
6番		先日、現地を確認してきました。ブルーベリーが一面に栽培されていました。
議	長	続いて、2番の申請地について13番より説明をお願いします。
13番		こちらの申請地もブルーベリーが栽培されていました。
議	長	続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。
事務局		借受人は市から認定農業者の認定を受けている農業者で、主にブルーベリーを栽培し、農業従事日数250日となります。今回の利用権については、更新の手続きとなります。
議	長	ただいま、担当委員及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。
委	員	ありません。
議	長	質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の各要件を満たしており、原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。
委	員	異議なし。
議	長	異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。
		日程第4 「専決処分の報告」について
		日程第4「専決処分の報告」について、農地法第4条第1項第7号が1件、農地法第5条第1項第6号が2件あります。
		質疑がありましたらお願いします。
委	員	ありません。
議	長	以上で、本日の審議事項等すべて終了しました。